

三川町地域福祉活動計画



令和4年3月

社会福祉法人 三川町社会福祉協議会

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	
1. 地域福祉活動計画策定の背景・目的	1
2. 地域福祉活動計画の位置づけ	2
第 2 章 地域福祉活動計画の体系	3
第 3 章 基本目標実現のための具体的方策	4
基本目標 1. 住民主体による福祉のまちづくり	4
活動項目 1. 住民がつながり支え合う環境づくり	4
活動項目 2. ボランティア活動の充実に向けた支援	5
活動項目 3. 地域福祉への気づきの場の提供と活動促進	6
基本目標 2. 安心して暮らせる地域づくり	7
活動項目 1. 自立を支える福祉の基盤づくり	7
活動項目 2. 福祉サービスの充実	9
基本目標 3. 充実した組織等の構築	11
活動項目 1. 関係機関と連携した福祉活動	11
活動項目 2. 情勢に適応した社協運営	12

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 地域福祉活動計画策定の背景・目的

近年、全国的に、少子高齢化や核家族化、団塊の世代の高齢化により一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の増加傾向が強まり、地域での社会的孤立や、限定的な近所づきあいなど、地域とのつながりの希薄化が危惧されています。

また、社会的な課題として、高齢の親と無職の子どもの同居世帯が抱える問題（「8050問題」）や、介護と子育ての時期を同時に迎える世帯が直面する問題（「ダブルケア問題」）、18歳未満の子どもが家族の介護やケア等身の回りの世話を担う問題（「ヤングケアラー」）など、これまでの地域福祉の仕組みでは、対応できない課題も多くなってきています。更に、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活環境の変化、特に経済面での緊急的な支援が必要な方の急増等、これまで経験したことのない様々な問題も日常的な課題として浮かび上がってきました。

本町においても、これら様々な生活上の問題が絡み合い、多方面からの包括的な支援を必要とする人がこれまで以上に増加してきております。

このような問題に対応するためには、地域での新たな助け合いをめざし、地域住民や福祉関係団体、事業者、行政が、それぞれ役割を分担、連携しながら地域の課題の解決に取り組んで行く必要があります。

地域福祉は、住み慣れた地域の中で、子供から高齢者まで障害のある人もない人も、誰もが生きいきと自立した生活ができることを目的としています。この地域福祉を計画的に進めるためには、大きなシステムづくりを行政が、個々の支え合いを住民が、そのネットワークづくりと調整役を社会福祉協議会が、それぞれの立場で共に協力して働き合う（協働）ことが大切です。

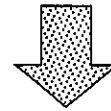
地域福祉推進の中心的機関である三川町社会福祉協議会（以下「社協」）は、令和4年3月に町が策定する第4期「三川町地域福祉計画」を具体的な行動に移し、地域の身近な支え合いや、ふれあい活動への支援、そのシステムの構築を住民の皆さんと共に進めていくための計画として、第4期「三川町地域福祉活動計画」を策定します。

2. 地域福祉活動計画の位置づけ

この計画は、三川町が策定する「地域福祉計画」に基づき、地域の課題や地域福祉の方向性を共有しながら、福祉によるまちづくりを推進するために地域住民が主体となって取り組んでいくための具体的な地域福祉活動を定めた民間の活動計画として位置づけられています。

三川町 第4次三川町総合計画

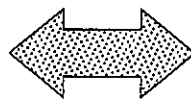
「あふれる笑顔 みんなが住みやすいまち
ハートフルタウンみかわ」



※住民による地域福祉活動の実践

※地域福祉推進のための理念

三川町社会福祉協議会 三川町地域福祉活動計画

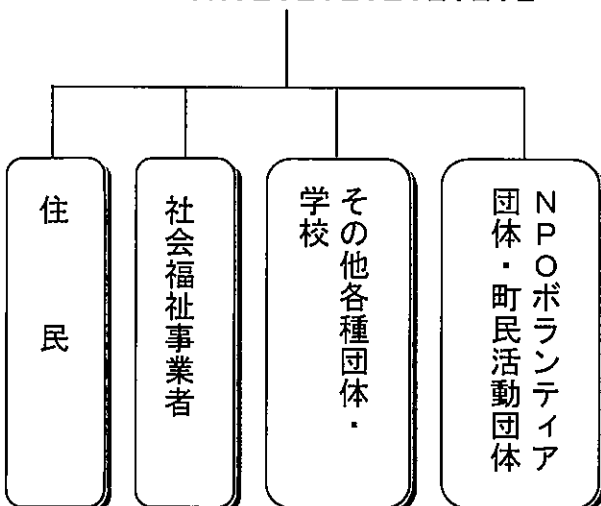


協働

三川町 三川町地域福祉計画

(社会福祉法 107 条)

- ・地域住民や福祉活動、福祉サービスを展開する団体、機関の主体的参加と協働の推進
- ・地域での生活の自立に向けた総合的な支援の展開



- いのち支える三川町自殺対策計画
- 三川町子ども・子育て支援事業計画
- 三川町健康づくり計画（母子保健計画含む）
- 三川町障害福祉計画・三川町障害児福祉計画
- 三川町障害者計画
- 三川町高齢者保健福祉計画・三川町介護保険事業計画

第 2 章 地域福祉活動計画の体系

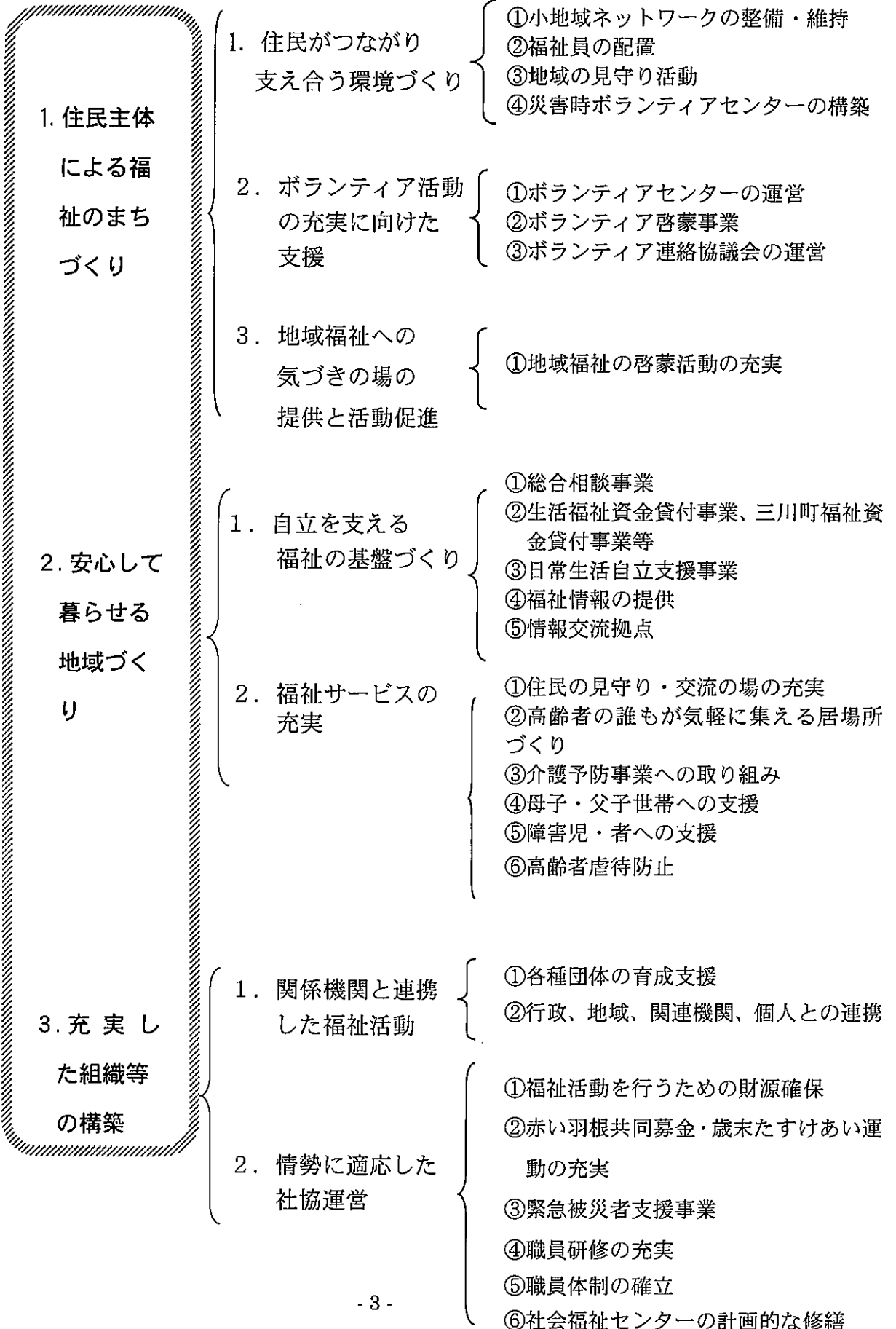
〈テーマ〉

〈基本目標〉

〈活動項目〉

〈具体的な方策〉

住み慣れた地域で生きいきと健康で安心して暮らしていけるよう続けられるまちづくり



第 3 章 基本目標実現のための具体的方策

基本目標 1. 住民主体による福祉のまちづくり

活動項目 1. 住民がつながり支え合う環境づくり

《現 状》

- ・町内会の活動は、地域において相互扶助など重要な役割を果たしている。
- ・要援護世帯への援助活動は民生児童委員等が主体となり実施している。
- ・一人暮らしや高齢者世帯、日中の独居老人世帯が増加している。
- ・三川町では避難行動要支援者名簿及び個別計画書の整備を行っている。

《基本的方向》

- ・地域の中で安心して暮らせる環境づくりへの取り組みが求められています。近年、多発している自然災害では、普段からのご近所における助け合いや見守りなど、コミュニティの重要性を改めて深め、さらなる心のつながり、普段からの「程よい干渉」を進め、助け合える地域づくりが重要となります。そのために住民相互のつながりが大切であり、そこから生まれる身近な見守り、助け合いの活動を社協や関連機関で支援し、福祉ニーズの早期発見、早期対応が必要となる。

《活動計画》

具体的な方策	取り組み
①小地域ネットワークの整備・維持	・近隣住民による一人暮らし高齢者や高齢者世帯、要援護世帯の見守りや声かけを通じ、助け合いの基盤を整備する。
②福祉員の配置	・福祉員の配置により住民ニーズの把握と地域内の福祉活動を推進する。 ・災害時弱者と言われる「一人暮らし高齢者」「身体障害者」「乳幼児」等、要支援者の情報を整備し、適切な支援に繋げる。
③地域の見守り活動	・地域での福祉活動を通して一人暮らし高齢者や高齢者世帯、要援護世帯への見守り活動を進める。 ・地域の安全な環境の維持に努める。
④災害時ボランティアセンターの構築	・災害時や緊急時のボランティア活動の対応を住民、行政、社協の協働により、すみやかに運営できるように職員の研修を行う。また、災害発生時に封筒募金活動を実施し、被災者への見舞金とする。

活動項目 2. ボランティア活動の充実に向けた支援

《現 状》

- ・ボランティアセンターとしての具体的な取り組み（ボランティアに関する情報提供や、コーディネート等の実施、ボランティア活動への意識の高揚を図り、積極的にボランティアの開拓、登録斡旋等を行う。）が実施できていない。
- ・「ボランティア講座」の開催にとどまり、ボランティア活動希望者の発掘ができていなく、育成事業までの準備に発展していない。
- ・ボランティア連絡協議会を社協が中心となり設立。各グループの活動も活発で、連絡協議会としての研修会等も実施しているが、新規加入者が少ない。
- ・社協でボランティア講座を実施しているが、初めての方の参加が少ない。そのため新たな活動につながっていない。

《基本的方向》

- ・ボランティアセンターとして、地域でのボランティア活動の支援やボランティアを通じた自己実現のためのきっかけ作りの相談窓口として、また、活動者と受け入れ側の橋渡しとしての機能の確立をめざす。
- ・そのための情報発信やボランティアやその活動について啓発活動の実践が必要。また、職員研修等を通じた対応力の向上等、基盤確立も必要。

《活動計画》

具体的な方策	取り組み
① ボランティアセンターの運営	・ボランティア情報の提供や、コーディネート等を実施するため、組織としての運営基盤を確立する。 ・ボランティア活動希望者への情報提供や適切な保険の適用、活動内容や活動団体の紹介を行う。
② ボランティア啓蒙事業	・社協登録ボランティア団体の活動について、町民向けの紹介を積極的に行う。 ・啓発活動として、ボランティア講座等を実施し、活動への意欲向上を図り、気軽に参加できるボランティア活動の紹介や普及、拡大を図る。
③ ボランティア連絡協議会の運営	・加盟団体の増加を図り、各種ボランティア団体との情報交換や連携、合同研修会等を開催し、ボランティアネットワークの構築など、住民が主体的に活動できるボランティアの町づくりをめざす。

活動項目 3. 地域福祉への気づきの場の提供と活動促進

《現 状》

- ・これまで、小学生を対象に夏期及び冬期に「ふるさと少年教室」を開催し、福祉体験教室やボランティアとの異世代間交流の機会を提供してきたが、今後は、三川町の地域福祉について感じる、考える機会となるような内容も必要と考える。
- ・地域での福祉については、小学生のみならず、様々な年齢・立場の町民が考えていく必要がある。

《基本的方向》

- ・“地域での福祉とは何か”を出発点とし、三川町での地域福祉とは何かについて考える機会の充実を図り、多くの町民への気づきの場を提供し、実際の活動への参加を呼び掛ける。

《活動計画》

具体的な方策	取り組み
①地域福祉の啓蒙活動の充実	・ “身の回りにあるの福祉” について感じる、考える機会として、小学生対象の事業を実施する。
	・ 中学生を含めた全町民を対象に、地域福祉について考える機会を提供する。
	・ イオン三川店等での赤い羽根共同募金街頭募金活動への協力を募る。

基本目標 2. 安心して暮らせる地域づくり

活動項目 1. 自立を支える福祉の基盤づくり

《現 状》

- ・心配ごと相談所の常設とともに、定期的な夜間相談、特設法律相談を実施している。いずれの相談も増加傾向にある。町民への周知は、町の広報等を活用している。
- ・低所得者等への自立支援のため、山形県生活福祉資金、三川町福祉資金の二つの貸付制度により資金援助を行っている。また、国の緊急特例貸付等にも対応している。
- ・意思決定能力や判断が十分とは言えない高齢者や障害者等を対象に福祉サービス利用の手続きや金銭管理の支援を行う「日常生活自立支援事業」を実施している。
- ・年3回の広報誌や、事業ごとの全戸配布のチラシ等を発行している。
- ・ホームページによる情報発信を行っている。

《基本的方向》

- ・心配ごと相談所によせられる相談内容が専門化、複雑化しているため、相談員の対応技術の向上をめざす研修会への参加や、専門機関との連携を強化する。
- ・生活福祉資金貸付制度利用希望者の生活背景等を把握し、状況に応じた幅広い必要な支援を行うため、関連機関等と連携し、自立した生活をめざすための具体的な対応を行う。
- ・広報の発行やホームページの活用により、身近で分かりやすい情報を提供する。
- ・認知症高齢者や知的障害者等の判断能力が不十分な方たちが個人の尊厳と利用者としての利益を確保するために、行政や地域包括支援センター、地域生活自立支援センターと連携し、福祉サービス利用援助事業や成年後見・任意後見制度の啓発を行うとともに、具体的で切れ目のない支援を実施する。

《活動計画》

具体的な方策	取り組み
①総合相談事業	<ul style="list-style-type: none">・常設相談、夜間相談、特設法律相談を継続して実施する。・相談内容が複雑化しているため、対応技術の向上や、関係機関との連携強化を進める。

<p>②生活福祉資金貸付事業、 三川町福祉資金貸付事業 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政や生活自立支援センター、地域包括支援センター、民生委員・児童委員との連携を図り総合的な援助を行うとともに、生活福祉資金・三川町福祉資金の貸付を実施し、生活の自立支援を行う。 ・償還指導の強化に努めるとともに、長期滞納にならない無理のない償還計画指導を行う。
<p>③日常生活自立支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員協議会の定例会等で、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の説明等を行い周知の徹底を図る。 ・地域の支援機関や地域包括支援センターとの連携により必要な支援を実施する。
<p>④福祉情報の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌の発行やホームページ等を利用して、福祉情報を提供し社協活動の周知を図る。 ・行政、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、福祉員、各種福祉施設等の協力を得て、必要な方に必要な情報が届くように連携を図る。
<p>⑤情報交流拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係する団体、グループ、各事業参加者などから幅広い多様な情報を収集できるアンテナ機能を活用し、福祉情報の適切な発信ステーションとなるよう取り組む。

活動項目 2. 福祉サービスの充実

《現 状》

- ・高齢者が趣味や生きがいを持ち、元気に暮らしていくために筋力トレーニングや知力トレーニング等の教室や研修会を実施している。
- ・家庭に閉じこもりがちな高齢者を対象に、ふれあい広場を開催し介護予防に努めている。
- ・障害者が地域で共に生活するための地域の受け皿となる支援者・協力者等が不足している。
- ・子育て支援事業への福祉センターの貸し出しとともに、子ども達の遊び場として、遊具等を設置している。

《基本的方向》

- ・交流の場づくりを実施するとともに他の団体による交流の場を支援し、住民の交流の機会を増やして行く。
- ・障害児・者、高齢者、子育て世代への理解を醸成するため、関連団体等との協力のもと、相互理解を広げる活動を支援する。
- ・高齢者が介護状態になることを防ぐ介護予防事業を実施する。
- ・介護福祉用品の貸出事業を継続する。

《活動計画》

具体的な方策	取り組み
①住民の見守り・交流の場の充実	・行政と連携を図りながら、見守りや交流を必要とする住民へのサービスの提供を支援する。
②高齢者の誰ものが気軽に集える居場所づくり	・地域の様々な高齢者が集うきっかけづくりとして、利用者(受け手)と自分たちの活動を創り上げる人(担い手)とが互いに協力して作り上げる。
③介護予防事業への取り組み	・町からの受託事業を中心とした介護予防事業への取り組みを実施する。
④母子・父子世帯への支援	・一人親世帯の日常生活における課題等に対する効果的な情報提供や支援を行う。
⑤障害児・者への支援	・障害児・者やその家族から寄せられる相談内容に応じて、必要な関係機関と連携を図ることにより、相談者への効果的な情報提供を行う。

⑥高齢者虐待防止	・町で設置している高齢者虐待防止連絡協議会の一員として、関係機関と連携して、早期発見のためのアンテナを張り、情報収集と迅速な対応に努める。
----------	-----------------------------------------------------------------------

基本目標 3. 充実した組織等の構築

活動項目 1. 関係機関と連携した福祉活動

《現 状》

- ・老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、母子寡婦福祉会、ボランティア連絡協議会、民生児童委員協議会、遺族会、つくしの会の事務局として、各種団体の運営に協力している。
- ・ボランティア事業等を通して、行政や関係機関とのつながりを持ちながら、様々な福祉活動を実施している。

《基本的方向》

- ・各団体の特徴に基づいた地域福祉の充実のための情報発信や、行政や関連機関との連携を進める。
- ・各種福祉団体における会員の加入を促進する。
- ・地域における各種団体の活動を活性化させていくためにも、当事者組織の活動とその安定的な活動の支援を図る。

《活動計画》

具体的な方策	取り組み
①各種団体の育成支援	・民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、遺族会、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、母子寡婦福祉会、ボランティア連絡協議会、つくしの会の団体事務局として、各種団体の活動強化に努め、安定的に運営できるよう支援する。
②行政、地域、関連機関、個人との連携	・様々な福祉活動において、常に行政、地域、関連機関、個人との連絡調整を行いながら事業を展開する。

活動項目 2. 情勢に適応した社協運営

《現 状》

- ・社会福祉法の改正に伴う社会福祉法人制度改革や法人会計基準の見直しなど、迅速な対応が必要とされている。
- ・社協の福祉活動や団体活動の周知を図るため、広報誌の発行やホームページにより情報開示を行っている。

《基本的方向》

- ・社会情勢や地域の状況が変化していく中で、柔軟にその地域に対応した社協としての活動、事業展開、情報開示を行う。
- ・多様化するニーズに対応できる人材育成と組織づくりを実施する。

《活動計画》

具体的な方策	取り組み
①福祉活動を行うための財源確保	・様々な福祉活動を支えるため、財源等の確保に努める。
②赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動の充実	・地域活動への理解と協力を求めながら、募金活動の促進を図り、地域福祉活動の財源として活用する。
③緊急被災者支援事業	・災害者に対し義援金を募り、支援する。
④職員研修の充実	・事業を展開していく上で必要な職員の専門性や資質向上のため、研修等に積極的に参加する。
⑤職員体制の確立	・地域福祉の充実や効果的な事業を行うため、職員体制の充実を図り、社協基盤の強化に努める。
⑥社会福祉センターの計画的な修繕	・昭和 59 年 4 月の開所以来 30 年以上が経過し、社会福祉センターの建物の老朽化が進んできているため、計画的な建物修繕の実施に努める。

三川町地域福祉活動計画(第4期)

令和4年3月

編集
発行

社会福祉法人 三川町社会福祉協議会

〒997-1301

山形県東田川郡三川町大字横山字西田85番地2

TEL 0235-66-4410

FAX 0235-66-4539